第三十四条から第四十一条まで　削除

（施設定期検査の申請）

第三十四条　施設定期検査（法第六十四条の三第七項の検査のうち、発電用原子炉施設の使用を開始した後、一年以内ごとに一回、定期に、当該発電用原子炉施設の性能について行うものをいう。以下同じ。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三　施設定期検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類及び施設番号

四　施設定期検査を受けようとする期日

2　前項の申請には、施設定期検査に関する放射線管理を説明する書類を添えて提出しなければならない。

3　第一項の申請書又は前項の書類の内容に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

4　第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。

（施設定期検査の実施）

第三十五条　施設定期検査は、発電用原子炉施設のうち実施計画で定めるものの性能について行うものとする。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉については、廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合を除き、この限りでない。

2　前項ただし書の場合においては、施設定期検査は、次に掲げる施設のうち、核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものについて行うものとする。

一　核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

二　放射性廃棄物の廃棄施設

三　放射線管理施設

四　非常用電源設備

3　前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、施設定期検査を受けることを要しない。

一　使用の状況から一年以内ごとに一回、施設定期検査を行う必要がないと認めて原子力規制委員会が施設定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき。

二　災害その他非常の場合において、施設定期検査を受けることが著しく困難であると認めて原子力規制委員会が施設定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき。

4　前項第一号又は第二号の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称又は住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三　施設定期検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類及び施設番号

四　直近の施設定期検査が終了した年月日

五　施設定期検査開始希望年月日

六　施設定期検査を行う時期を変更しなければならない理由

5　前項の申請書には、使用の状況を記載した書類を添えて提出しなければならない。ただし、第三項第二号の承認を受けようとする場合には、当該書類を添付することを要しない。

第三十六条　削除